議案第６９号

伊丹市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和６年９月２日提出

伊丹市長　藤　原　　保　幸

理　由

文化芸術基本法（平成１３年法律第１４８号）に規定する地方文化芸術推進基本計画の策定に伴うため。

伊丹市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和６年伊丹市条例第　　号）

伊丹市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和３年伊丹市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

本則中「昭和３１年法律第１６２号」の右に「。以下「法」という。」を加え，「教育に関する事務のうち博物館の設置，管理及び廃止に関すること（同法第２１条第７号から第９号まで及び第１２号に掲げる事務のうち，博物館のみに係るものを含む。）並びに文化財の保護に関することについては」を「次に掲げる教育に関する事務は」に改め，本則に次の各号を加える。

⑴　博物館の設置，管理及び廃止に関すること（法第２１条第７号から第９号まで及び第１２号に掲げる事務のうち，博物館のみに係るものを含む。）。

⑵　文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

⑶　文化財の保護に関すること。

付　則

この条例は，公布の日から施行する。